

七ヶ浜町住宅復興支援制度の手続きについて

東日本大震災で被災された住民の住宅再建の支援策として、町が用意する住宅復興支援制度の手続きについてご案内します。

□対象事業

1. 宅地及び住宅等の嵩上げ工事補助 …………… ※原則、工事前申請
 2. 住居の移転費用補助（引っ越し代等）
 3. 住宅ローン利子補給補助
 4. 住宅再建補助
- } ※再建完了後の申請

※ 東日本大震災以降に行った工事や住居の移転に要する費用が対象となります。
※ 大規模修繕費補助は平成30年3月31日に申請受付を終了しました。

□申請期間

平成33年1月29日まで

□申請手続き

① 事前相談

申請手続きを円滑に進めるために、申請前に事前相談をして下さい。制度の内容や手続きに必要な書類等についてご案内いたします。

② 補助金交付申請書の提出

補助金の交付申請は、必要書類を添付のうえ、相談窓口である「七ヶ浜町復興推進課」に提出してください。

③ 補助金交付決定通知の発送

町は提出された申請書の内容を確認し、補助対象事業と認めたときは「補助金交付決定通知書（所定様式）」を送付します。

※宅地及び住宅等の嵩上げ工事補助については、工事完了後に実績報告書を提出し、申請内容と相違なければ「補助金交付確定通知書」を送付します。

④ 補助金の交付請求

補助金交付決定通知を受理してから10日以内に「補助金支払請求書（所定様式）」を町に提出し、記載された額の補助金の請求を行ってください。

⑤ 補助金の交付

請求があってから概ね2週間以内に指定の金融機関口座に振り込みます。

□補助の対象者

- ・災害危険区域を除く、津波浸水区域に現地再建される方
- ・津波浸水区域で被災し、災害危険区域を除く津波浸水区域である別の場所に再建される方
- ※ 被災市街地復興土地区画整理事業の都市計画決定区域（イエローゾーン）及び津波浸水区域のうち現地再建が可能な区域（ブルーゾーン）

□補助の内容

宅地の嵩上げ工事（擁壁の設置、宅地への進入路、住宅の基礎の嵩上げなど）に要する経費の2分の1を助成します。

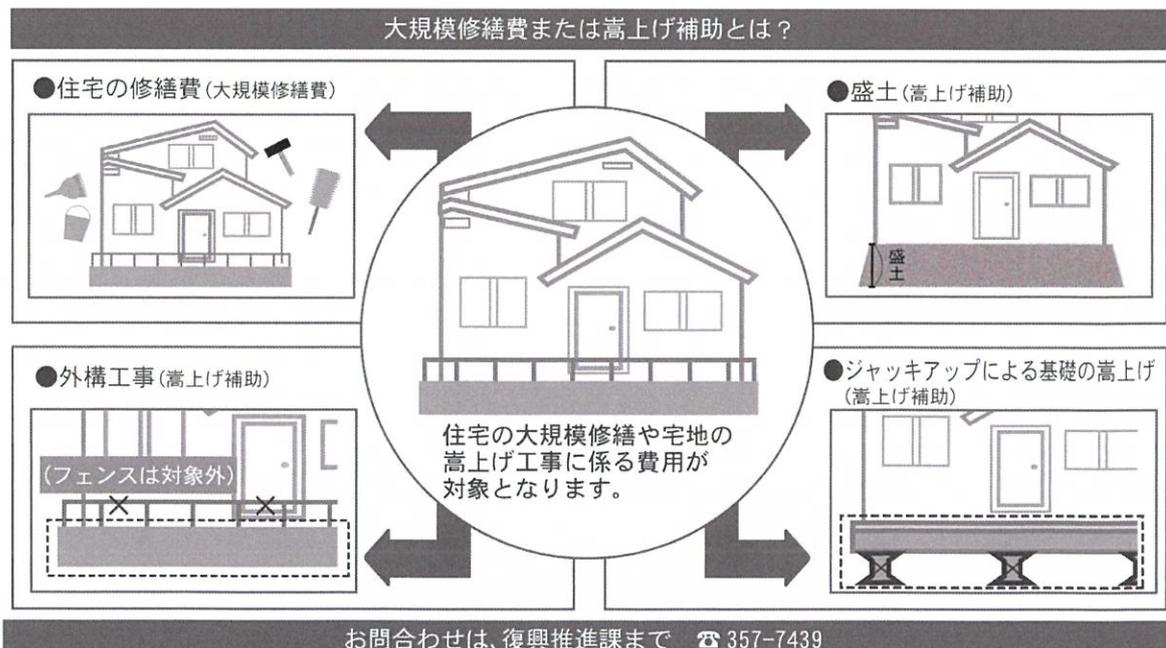
400万円を上限として事業費の2分の1を補助します。

※被災市街地復興土地区画整理事業による補償がある場合は補助額が減額となる場合があります。

□申請に必要な書類

- ・補助金交付申請書（様式1） ※窓口でご案内します。
- ・添付書類
 - 1) 建物及び土地の登記事項全部事項証明書（原本）
 - 2) 申請者が本人でない場合は、申請者の委任状
 - 3) 建築確認済証の写し
 - 4) 工事設計図（位置図・平面図・工事前後の断面図、構造図）
 - 5) 現況写真
 - 6) 見積書（明細の分かるもの）の写し
 - 7) 認印

※ 工事の完了後は、工事契約書の写し及び領収証の写し、現場写真等を実績報告書に添付し提出していただきます。（※補助金の交付申請は、1世帯につき1回。）



2. 移転費用補助（引っ越し代等）

再建完了後の申請

□補助の対象者

津波浸水区域で被災し、罹災判定が全壊・大規模半壊・半壊（撤去）の方で、町内に再建される方や町内の災害公営住宅へ入居される方

□補助の内容

78万円を上限として、住居の移転に要する費用や従前地の基礎等の除却費用を補助

※ただし、従前地が移転促進区域に指定された方は、国の防災集団移転促進事業制度による移転費用補助が適用となり、補助上限額が80万2千円となります。（補助対象経費の消費税が8%の場合に限る）

※複数回の移転を行った場合、それぞれに要した費用の合計額が対象となります。

※被災市街地復興土地区画整理事業による補償がある場合は補助額が減額となる場合があります。

□申請に必要な書類

- ・補助金交付申請書（様式1） ※窓口でご案内します。
- ・添付書類
 - 1) 罹災証明書（半壊の場合は撤去されていることを証明するもの）
 - 2) 領収書
 - 3) 見積書・請求書（明細の分かるもの）
 - 4) 移転元位置図（縮尺 1/2500 程度）
 - 5) 移転先位置図（縮尺 1/2500 程度）
 - 6) 着手前後の写真（従前地の基礎等の除却した場合）
 - 7) 申請者が本人でない場合は、親族関係が分かる書類
 - 8) 認印

□補助対象の参考例（※すべて領収書等が必要となります。）

対象事業	主な内容
引越業者の利用代	・引越料金（電化製品等備品の購入分を除く）
独自で行った引越費用	・家財の運搬に利用したレンタカー代 ・梱包に要する段ボール、ガムテープ 等
住民登録等法令上の手続きに要する費用	・住民票の取得 等
転居通知に係る費用	・はがき代、印刷代 等 ※転居通知の写しが必要となります。
庭石・庭木等（一時仮置き等含む）	・移設分を補助（移設後の造園整備費用等は含まない）
仮住居の賃貸に要する家賃の費用	・敷金、礼金を除く、仮住居の家賃を補助
従前地の除却費用	・従前地の井戸の埋め戻しや塀などの撤去費用（祈祷代を除く）

※上記は、参考例ですので、その他に具体事例等があれば、事前にご相談ください。

□補助の対象者

町内の津波浸水区域で被災し、罹災判定が全壊・大規模半壊・半壊（撤去）の方で、町が整備する高台住宅団地以外の町内に住まわれる方。

□補助の内容

住宅再建に伴い金融機関から借入れた資金（住宅ローン）の利子相当額について、住宅及び土地を購入の場合500万円、住宅のみ（土地借地など）の場合、400万円を上限に補助。

□補助金額算出方法について

補助金の額は、借入金の借用証明書等に記載の金利に基づき算出を行います。変動金利の場合、申請時点で確定している金利に基づく算出となります。

□申請に必要な書類

- ・補助金交付申請書（様式1） ※窓口でご案内します。
- ・添付書類
 - 1) 罹災証明書（半壊の場合は撤去されていることを証明するもの）
 - 2) 建築確認済証の写し
 - 3) 建築代金の領収書
 - 4) 土地代金の領収書
 - 5) 借入金の借用証明書
 - 6) 住宅ローン返済計画
 - 7) 移転先住宅建物の登記事項全部事項証明書（原本）
 - 8) 移転先住宅用土地の登記事項全部事項証明書（原本）
 - 9) 移転先住宅の写真（2面以上）
 - 10) 申請者が本人でない場合は、親族関係が分かる書類
 - 11) 認印

□その他・注意事項

- ・利子補給補助または住宅再建補助のどちらかひとつの申請になります。
- ・(6)と(7)の移転先住宅建物・住宅用土地の登記事項証明書は原本を提出頂くことになります。(6)と(7)の原本をお持ちでない方は法務局にて取得願います。

□補助の対象者

津波浸水区域で被災し、罹災判定が全壊・大規模半壊・半壊（撤去）の方で、町内の災害危険区域外に再建される方。

※住宅ローン利子補給補助との併用はできません。

※被災市街地復興土地区画整理事業による補償がある場合は補助額が減額となる場合があります。

□補助の内容

150万円を上限として、住宅の再建（建設・購入）に関する費用の2分の1を補助

□申請に必要な書類

・補助金交付申請書（様式1） ※窓口でご案内します。

・添付書類

- 1) 罹災証明書（半壊の場合は撤去されていることを証明するもの）
- 2) 建築契約書
- 3) 領収書
- 4) 住宅再建の見積書や請求書（明細の分かるもの）
- 5) 再建後の住居の写真2枚以上
- 6) 申請者が本人でない場合は、親族関係の分かる書類
- 7) 認印

相談・申請窓口

七ヶ浜町復興推進課（役場庁舎2階）

TEL 022-357-7439